



ふるさと納税で地域産業を 育てる次のステージへ

～ふるさと産品創出・強化支援事業補助金説明会～

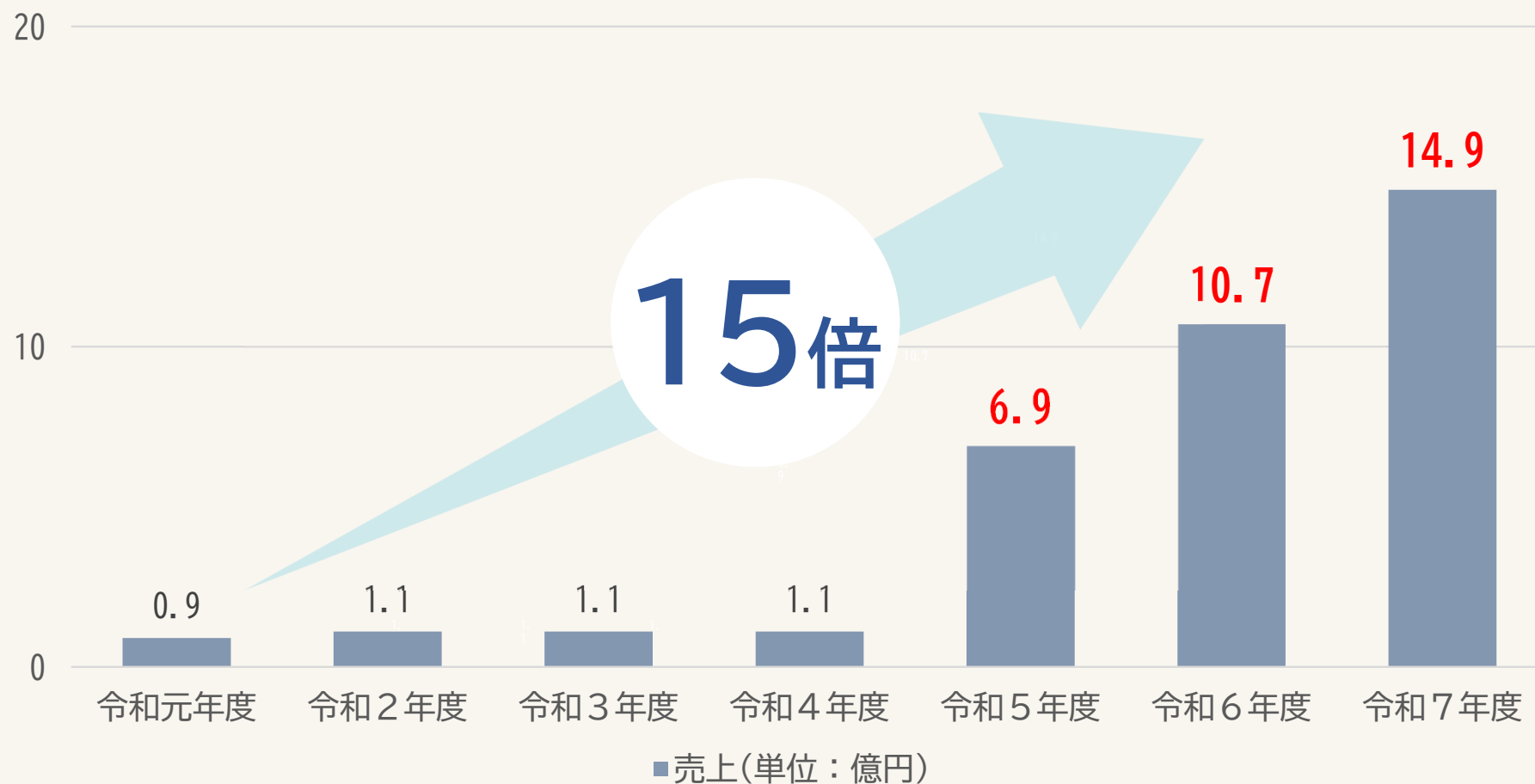
目次

- 1. 田原市ふるさと納税受入額の推移
- 2. ふるさと納税の仕組み
- 3. 寄附金の活用実績
- 4. ふるさと納税の課題
- 5. ふるさと納税3.0とは
- 6. この補助金のできた経緯
- 7. 田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金とは
- 8. 補助対象者・主な参加条件
- 9. 補助対象経費
- 10. それぞれのメリット
- 11. 補助金のイメージ①
- 12. 補助金のイメージ②
- 13. 応募から返礼品提供までの流れ
- 14. 応募必要書類について
- 15. 審査方法及び審査項目について
- 16. よくある質問

田原市ふるさと納税受入額の推移

～田原市のふるさと納税の現状～

寄附受入額の推移



ふるさと納税の仕組み

～寄附金はこう活用されます～

寄附金の内訳



市政へ活用



返礼品代



運営経費

ポータルサイト手数料、返礼品送料、
広告費、人件費等のふるさと納税事業
に係る経費

A : 運営経費
20%

B : 返礼品代
30%

C : 市政への活用
50%



総務省告示によりA+Bの
「募集に要する経費は寄附総額の5割以下」
とすることが規定

総務省告示により
「返礼品割合を3割以下」
とすることが規定

寄附額全体からA+Bを差し引いたCが
市に残る部分

田原市では当該年度に受領した寄附金は一度基金に積み立て、翌年度以降の事業に活用しています。

寄附金の活用実績

令和5年度にご寄附いただいた皆様へ

令和6年度田原市ふるさと応援寄附金 活用状況報告書

ふるさと応援寄附金は、受領時に指定いただいた用途に従って該当する事業の財源として活用されています。令和5年度受領分の寄附金は全額基金に積み立てし、令和6年度事業に大切に活用させていただきました。

令和5年度田原市ふるさと応援寄附金受入実績

受付件数 **32,931件**

受入金額 **695,099,100円**

寄附の使い道別内訳

寄附の使い道	活用額
①サーフタウン構想を応援	28,187,000円
②魅力ある学校づくりを応援	7,276,000円
③おいしい野菜や肉、美しい花を応援	64,365,000円
④伊良湖岬と三つの海を応援	36,135,000円
⑤津波災害に強いまちづくりを応援	46,083,000円
⑥未来を創る人材育成を応援	94,732,000円
⑦健康都市たはらの推進を応援	13,131,000円
⑧地域の助け合いを応援	16,844,000円
⑨渡辺嶺山と地域の誇りを応援	3,922,000円
⑩都市機能の維持を応援	7,016,000円
⑪国際化・多文化共生のまちづくりを応援	5,485,000円
⑫100年先のまちづくりを応援	185,496,000円
⑬新型コロナウイルス対策を応援	232,000円
⑭世界に誇れる花のまちづくりを応援	19,096,000円

令和6年度事業 主な活用事業

令和5年度に皆様からいただいた寄附金につきましては、令和6年度事業に活用させていただきましたので、活用事業の一部をご報告させていただきます。皆様のご寄附と想いをしっかりと市政に反映していきますので、引き続き愛知県田原市への応援をよろしくお願い申し上げます。

主な活用事業

農業



スマート農業の推進

農業産出額全国2位の田原市で持続可能な農業を実現するため、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の推進に努めてまいりました。

農林水産部 農政課

観光



観光地の維持管理

伊良湖岬など渥美半島の美しい景観を守るため、観光地の草刈りなど、環境整備や維持管理に活用させていただきました。

商工観光部 観光課

防災



避難所環境の向上

食糧や資機材に加え、手すり付きラップ式トイレ、ペーパー歯磨き等を購入し、要配慮者への対応及び避難所の衛生環境の向上に活用させていただきました。

防災局 防災対策課

教育



スクールバスの運行

小・中学校の統廃合により、学校が遠くなった児童の安全確保と通学負担軽減を図るため、スクールバスの運行などの通学支援に活用させていただきました。

教育部 教育総務課

子育て



母子保健事業の推進

妊娠期～子育て期まで、地域で安心して過ごせるよう、妊産婦や乳幼児健診や予防接種などの子育て支援に活用させていただきました。

こども健康部 健康課

医療



子どもの医療費助成

田原市に住む子供たちに対して、福祉増進を目的として、18歳になる年度末までの医療費を助成するための財源として活用させていただきました。

市民環境部 保険年金課

【お問い合わせ】

田原市役所 企画課 地域戦略係

住所：〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
TEL：0531-27-7978

※各事業の詳細は田原市ホームページをご確認ください。

ふるさと納税の課題

～事業者・自治体、それぞれが抱える悩み～

返礼品事業者の課題

- ・ 生産体制（ヒト、モノ）の不足
- ・ 設備投資負担へのハードル
- ・ 新規返礼品開発、返礼品改良の負担

自治体の課題

- ・ 地域産業振興への貢献
- ・ 共感型の寄附獲得が難しい
- ・ 寄附金の使い道が見えにくい

ふるさと納税3.0とは

ふるさと納税1.0 寄附することで返礼品を受取る



ふるさと納税2.0 自治体が実施する事業に対しクラウドファンディング型ふるさと納税で資金調達



ふるさと納税3.0 地域産業活性化の手法として1.0と2.0の長所を合わせた制度

- ・「事業者」がプロジェクトを提案し、その資金を「クラウドファンディング型ふるさと納税」により集める。
 - ・そのプロジェクトに集まった寄附の「実質収入」^{※1}を補助金として交付
- ※1 寄付金から経費(返礼品30%、委託料等20%)を差し引いた残り50%分

この補助金ができた経緯

～ふるさと納税の課題から生まれた支援制度～

返礼品事業者・自治体それぞれの課題を解決する補助制度



課題の把握

事業者には設備投資等へのハードルやリスク、自治体には使い道の見える化・地域産業への貢献という課題がありました。



ふるさと納税の本来の目的を整理

返礼品を選ぶだけでなく、「地域の挑戦や未来に共感して応援する」ふるさと納税へ。



補助金制度の設計

ふるさと納税の市政活用分の50%を補助金として活用し、返礼品の新規開発・生産強化を支援する制度を設計しました。



制度の目的

田原市の地域経済の活性化につながる事業を支援し、寄附者・事業者・自治体が一体となって地域の未来をつくる仕組みを目指します。

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金とは

新たなふるさと産品を創出しようとする事業者や既存産品の改良、増産に取り組む事業者に対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（CF）により集まった寄附金を原資として、補助金を交付する制度です。

●補助金の額

- ▶ CFで受領した寄附金の10分の5に相当する額（市政活用部分）
- ▶ 企業版ふるさと納税で受領した寄附金の10分の10に相当する額

●補助率

- ▶ 10分の10以内（上限1,000万円）

●事業活用イメージ



新規返礼品開発支援

新商品開発に係る設備等の導入費用を助成
商品化に向けたパッケージ・ラベルデザイン制作費を助成



既存産品の生産強化支援

既存商品の品質向上や生産強化にかかる費用を助成
在庫管理システム導入や集荷・配送体制強化の費用を助成

補助対象者



ふるさと産品登録の意思

補助事業により創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者。



市内の事業所と事業継続の意思

市内に事業所等を有する、又は開設を予定する者で、交付決定日の属する年度の終了から5年以上継続して事業を行う意思を有する者。

主な参加条件

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる個人、法人
- (2) 自らが事業の実施主体である個人、法人
- (3) 市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地(立地予定含む)し、ふるさと産品を生産・製造、付加価値を伴う加工等を行う個人、法人

補助対象経費

～補助金の対象となる費用～

施設整備費

新たな施設の建設、増改築にかかる費用、備え付け設備の購入等に係る費用

機械装置費（田原市独自）

生産性向上や品質改善のための機械・装置の購入費

内装・設備・施工工事費

事業活動に必要な内装、設備、その他工事にかかる費用

建物改造費

既存建物の事業用途への改造にかかる費用

備品費

事業活動に必要な備品の購入費

借料・損料

施設や機械等の賃借料、または損害に対する費用

消耗品費

事業活動で消費される物品の購入費（現地調査時に確認できるものに限る）

委託・外注費

外部に業務を委託する際の費用
※応募書類作成に係る委託費は除く

通信運搬費

事業活動における通信費や運搬費

広告宣伝費

商品やサービスのプロモーション費用（補助対象経費の総額の10%以内、寄附金の募集に係るものを除く）

その他

上記に該当しない、事業実施に必要な経費

- ❑ ※返礼品等の費用に含まれる原材料費や梱包資材費、人件費、土地購入費、公租公課、消費税及び地方消費税などは、補助対象外となります。

それぞれのメリット

寄附者メリット

- ①プロジェクトに直接活用される
(使い道が見える化)
- ②新たに生み出された魅力的な地
場産品をいち早く受け取れる
- ③通常どおりのふるさと納税の
寄附金控除の恩恵を享受

事業者メリット

- ①新たな事業の拡大に必要な資金
調達が可能
- ②資金だけでなく、C Fを通じて
一定の注文・売上も確保
- ③プロジェクト終了後も、ふるさと
納税で継続して売上を確保

自治体メリット

- ①新たな地場産品の創出が可能
- ②地域事業者の事業拡大を直接支
援できる
- ③C Fで地域の魅力や活動を発信
することにより田原ファンの
創出を期待できる

補助金のイメージ①

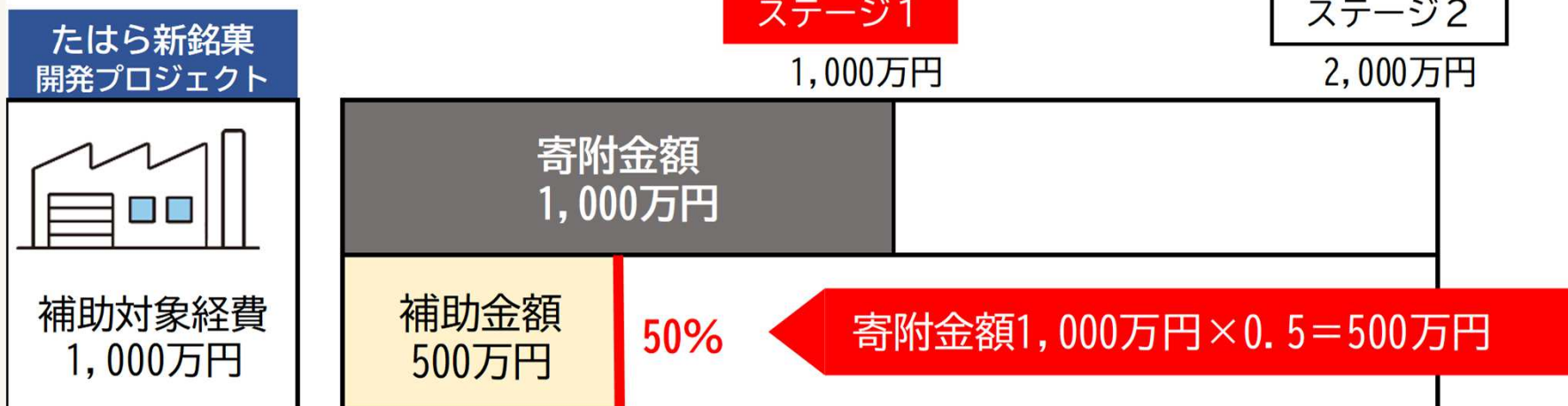
ステージ1の目標達成で事業開始、補助対象経費の2分の1補助

ステージ1：事業開始を目指してCFに挑戦

最初に事業開始の許可を得るため「ステージ1」にチャレンジ

補助金の50%を確保することが必要

例の場合、補助額は寄附金額の10分の5なので補助金の50%(500万円)を得るためには寄附金額1,000万円が必要



補助金のイメージ②

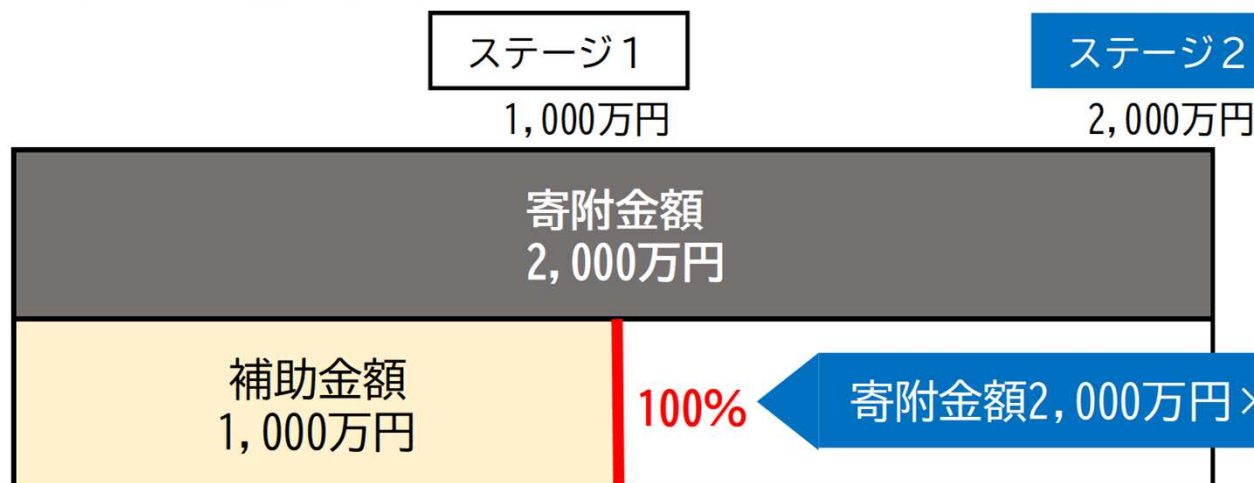
ステージ2の最終目標達成で補助対象経費の10分の10補助（上限1,000万円）

ステージ2：100%を目指してCF継続

補助金の50%が確保されたら事業開始

補助金100%を目指して、引き続きCFを継続

例の場合、補助額は寄附金額の10分の5なので補助金の100%(1,000万円)を得るためには寄附金額2,000万円が必要



応募から返礼品提供までの流れ

■田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金の実施スケジュール（予定）

項目	期日	備考
事業者説明会	5月19日（火）	
相談期間	5月19日（火）～6月12日（金）	※1回以上必須
募集期間	5月19日（火）～6月19日（金）	
審査会	7月1日（水）	
結果通知	審査後2週間以内	
返礼品構築・C F 準備等	採択後～9月末	
C F 期間	10月～12月	※10月から事前着手可能
補助金交付申請・交付決定	C F で目標額達成後またはC F 終了後	
事業実施～完了	交付決定後	
返礼品送付	事業完了後	

応募必要書類について

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。（応募代表者が提出するものとします。）
様式1 および一部の様式自由書類については、ホームページに様式データを掲載しています。

企画提案応募書【様式1】	必須
企画提案書【様式1別紙】	必須
補助対象経費の概算見積書【様式自由】	必須
事業実施体制の組織表【様式自由】（各構成員の役割分担等が明示されているもの）	必須
提案事業者の過去の事業実績【様式自由】（※無ければ不要です。）	任意
直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書など）	必須
法人税の申告書（法人の場合）	必須

審査方法及び審査項目について

(1) 審査方針について

- ・ 選定基準に基づいて採択事業者を決定
- ・ 合計60点以上で採択事業者候補
- ・ 採択事業者多数の場合は、評価点数上位3者程度に選定する可能性あり

(2) 審査方法について

- ・ 書面審査
 - ・ プレゼンテーション審査
- 総合評価で基準点を超えた事業者を予算の範囲内で選定

(3) 審査項目及び審査基準について

- ・ 右記の項目と基準で審査を実施
- ・ 記入漏れや記載内容に誤りがあった場合でも、提出された書類で審査を行いますので、提出前に内容に誤りがないか十分にご確認ください。

審査項目	審査内容	評価の着眼点	配点	係数	小計	合計
①提案者について	・ 実施体制	・ 事業実施に必要な人員配置や役割分担が明確になっているか。 ・ 適切な専門知識や経験を有する人物が事業の中核を担っているか。 ・ 外部支援を含む場合、その連携体制が構築されているか。	5	×3	15	15
	・ 実績、熱意や想い	・ これまでの類似事業の実績が具体的に提示されているか。 ・ 過去の成果が今回の事業提案の信頼性を補強しているか。 ・ 特にふるさと産品創出や地域経済活性化に関する実績があるか。 ・ ふるさと納税に対する熱意や想いが現れているか。				
②提案内容について	・ 独創性、新規性 (新商品の場合)	・ 他地域や市場で類似の事例が少ない斬新な内容か。 ・ 新しい技術や手法を提案しているか。 ・ 地元の資源や特性を活用した独自の要素があるか。	5	×3	15	60
	・ 優位性、実現性	・ 競争優位性や差別化ポイントが具体的に明示されているか。 ・ 提案内容の達成に必要なリソース(資金・設備・人材)が十分か。 ・ 進捗管理や事業計画が具体的かつ実行可能か。				
	・ 市場性、成長の可能性	・ 市場のニーズやトレンドに沿った提案か。 ・ 競合他社との比較優位が明確に示されているか。 ・ 中長期的な事業展開の可能性が現実的に描かれているか。				
	・ 経済波及効果	・ 地元企業・産業への波及効果が期待できるか。 ・ 関連産業の成長につながる可能性があるか。 ・ 消費支出や税収増加などの経済的效果が具体的に提示されているか。	5	×3	15	
	・ ふるさと納税返礼品 としての可能性	・ 提案内容がふるさと納税の返礼品として価値を有するか。 ・ 寄附者が魅力を感じる商品やサービスか。 ・ 返礼品としての品質や信頼性が担保できるか。				
	・ 社会貢献	・ 地域住民の生活向上や雇用創出に貢献する内容か。 ・ 持続可能性や環境保護の観点が盛り込まれているか。 ・ 地域社会の課題解決に寄与する取り組みか。				
	・ 法的な問題	・ 事業実施にあたり、法令遵守や関係法規の確認がなされているか。 ・ 必要な許認可手続きが明確に整理されているか。 ・ 提案内容が公序良俗に反していないか。	5	×2	10	
③資金・収支計画 について	・ 収益性	・ 提案事業が収入を生み出す具体的なモデルを有しているか。 ・ 初期投資と収益がバランスしているか。 ・ 売上予測や利益率が合理的かつ現実的に示されているか。	5	×3	15	15
	・ 資金計画	・ 必要経費の分類が適切に行われているか。 ・ 資金調達の計画が実行可能かつ合理的であるか。 ・ 自己資金や外部資金(クラウドファンディング等)の割合が計画的か。				
④事業提案金額 について	・ 費用積算	・ 提案内容に対する費用見積りが妥当かつ具体的であるか。 ・ 根拠資料を基に積算が行われているか。 ・ 補助金申請額と提案事業全体の予算が整合しているか。	5	×2	10	10
合計100点					100	100

よくある質問（Q&A）

～補助金に関する疑問を解決～

Q1. ふるさと納税を活用したCFは、どの民間ポータルサイトで行うのか？

A. 下記4大ポータルサイトで実施します。

- ・楽天ふるさと納税
- ・さとふる
- ・ふるさとチョイス
- ・ふるなび

Q2. ふるさと納税返礼品事業者になっていない場合、目標達成するのは困難では？

A. すでに返礼品事業者になっている場合、既存返礼品からの寄附導線が多いため、CFで目標達成しやすい傾向にあります。

新規事業者の場合でも魅力ある商品を開発できれば、目標達成することも可能だと考えています。

Q3. この補助金は毎年応募できますか？

A. 本補助金の交付を受けた事業者は、翌年度については本補助金へ応募することはできません。

応募はしたが採択されなかった場合、採択されたが事業を中止したため補助金の交付は受けていない場合は翌年度も応募可能です。

Q4. 補助金の支払いタイミングはいつですか？

A. 基本的には事業完了後の実績払いを予定しています。

ただし事業完了前に、事業達成のため、補助金を交付する必要があると認められる場合は、補助金を概算交付します。詳細は補助金交付要綱第10条をご確認ください。

Q5. クラウドファンディング（CF）で目標額に達しなかった場合はどうなりますか？

A. 目標額に達しなかった場合は、採択事業の中止、もしくはCFで集めた寄附総額の50%を補助金として交付可能です。

ただし、補助金の交付を行う場合は、不足分は自己資金で補完して事業を実施する場合などに限ります。


Q6. 事業期間はCF終了後からでは短期間しかないが、事業が完了しない場合どうなるのか？

A. 基本的には年度内完了を想定しています。ただし、年度完了が難しい、事業の効率的な実施のため、やむを得ない事情がある場合等、内容が認められる場合については、事前着手（補助金交付要綱第8条）または繰越（同要綱第14、15条）が可能となります。

ご清聴ありがとうございました


担当窓口連絡先

田原市 企画部企画課 まち魅力創造係

 電話番号：0531-27-7978

 メール：chisou@city.tahara.aichi.jp

制度詳細は田原市ホームページをご参照ください

「田原市 ふるさと納税 補助金」で検索 

募集要項・様式等について

本日、田原市ホームページに募集要項や応募に必要な書類様式等を掲載いたします。制度のさらに詳細は募集要項をご確認ください。

質問事項等ありましたら、左記連絡先へお気軽にご連絡ください。

本補助金を通じて、田原市の魅力を全国へ発信する事業者の皆様のご応募を心よりお待ちしております。